デイサービスセンター第三平成園

重要事項説明書

あなたに対する通所介護サービス・介護予防通所介護サービスの提供にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

事業者　　社会福祉法人加茂福祉会

実施事業所　　デイサービスセンター第三平成園

事業者の概要

受託者の名称	社会福祉法人加茂福祉会
主たる事務所の所在地	〒９５９-１３１２
	新潟県加茂市石川２丁目２４７３番地１号
代表者（職名・氏名）	理事長　関根　吉雄
設立年月日	平成１年５月29日
電話番号	０２５６－４１－４０３１

サービスを提供する事業所の概要

提供できるサービス

事業所の種類	指定通所介護・介護予防通所介護・基準該当生活介護
事業所名	デイサービスセンター第三平成園
所在地	〒９５９-１３２５　新潟県加茂市神明町１丁目７番１号
電話番号	０２５６－４７－１６４４
介護保険指定番号	１５７０９００３２２
通常の事業の実施区域	加茂市内

１．事業の理念と運営方針

⑴事業の理念

地域の中であなたらしく、笑顔で過ごせる家

⑵運営の方針

・お一人お一人の尊厳を守り、利用者の立場に立ったサービスの提供を目指します。

・ご利用者の生活スタイルが継続できるように配慮します。

・家庭的な雰囲気の中でお一人お一人に合った個別ケアを実施します。

・向上心を高め専門性高め、心をこめて支援します。

・サービス計画を基に情報の共有を図り、全職種で連携し、サービスを提供します。

・家族との“絆”地域の中での“結びつき”を大切にします。

・プライバシー及び個人情報の保護、徹底、信頼関係の構築に努めます。

⑶特色

家庭的な雰囲気での食事を提供いたします。

入浴は個浴とチェアー浴です。

３６５日営業です。

２．事業の設備（指定通所介護及び指定介護予防通所介護）

実施単位	１単位	定員	３５人	静養室	１室６床
食堂及び機能訓練室	１室	相談室	１室		
浴室	１室	大浴槽	０		
個浴	２ヶ所	チェアー浴	２ヶ所		

送迎車両　６台　・・・リフト車　５台　リフト無し１０人乗り　１台

歩行器　あり

車椅子　あり

営業日　３６５日営業・・サービス提供時間　９時～１６時半（時間外応相談）

時間外から提供可能時間　８時半～９時・１６時半～１７時

営業時間帯　８時００～１８時００

３．事業所の職員体制

	常勤専任	常勤兼務	資格	
管理者		１名	社会福祉主事　・・・	土・日・祝祭日は勤務をしない
			第三平成園園長	８時３０～１７時３０まで
生活相談員	２名	１名	社会福祉主事	・・変形労働時間
		１名	介護支援専門員	８時００～１７時００まで
管理栄養士		１名	管理栄養士　・・・・	土・日・祝祭日は勤務をしない
			第三平成園管理栄養士兼務	８時３０～１７時３０まで
事務職		１名	第三平成園　・・・	土・日・祝祭日は勤務をしない
				８時３０～１７時３０まで
看護師・機能訓練士		３名	正看護師・准看護師・・・・	８時３０～１７時３０まで
介護職員	１０名		介護福祉士５名　・・・・・	・変形労働時間
				８時００～１８時００まで

４．サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。

送迎　身体状況に合った車両に配慮し、安全に送迎を行います。

食事　１２時配膳開始、１２時～１３時

管理栄養士の作る献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮したバランスのとれた食事を提供します。

入浴　体調を考慮し、身体に合った入浴を提供します。

その他　ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

着替え、排泄、食事等の介助。

オムツ交換、体位交換、施設内の移動の付添。

髭剃り爪切り等の整容、口腔ケアの援助。

生活相談　常勤の生活相談員が、ご利用者及びその家族からの相談について誠意をもって応じます。

健康管理　当事業所到着後の健康チェックと入浴前の血圧や体温等を測定します、必要があれば随時測定し、適切に対応します。

通常機能訓練

個人の心身状態を踏まえた機能訓練の目標等を計画書に位置付け、日常生活や各種レクレーション等を通して機能回復又はその減退を防止し、心身の健康に配慮します。

機能訓練加算Ⅰのイ　看護師による機能訓練

特に機能訓練・平行棒・訓練用階段の昇り降り・歩行器の遠距離歩行、足上とのセット等希望される方･病院または、ドクターからの指示があった場合などはプラン作成し行います。機能訓練加算Ⅰのイ５６単位を算定いたします。

５．サービス提供者の担当・責任者

あなたへのサービス提供の担当者（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員　　生活相談員　石原　弘之・岩野　美樹枝

管理責任者　　施設長（管理者）　樋口　敏晴

６．料金

⑴通所介護基本料金（令和６年４月介護保険法改定より）

要介護の方の利用料金負担額（介護保険の一割負担の場合の表示）

利用時間／日	５～６時間	６～７時間	７～８時間
要介護１	５７０円	５８４円	６５８円
要介護２	６７３円	６８９円	７７７円
要介護３	７７７円	７９６円	９００円
要介護４	８８０円	９０１円	１，０２３円
要介護５	９８４円	１，００８円	１，１４８円

※通常規模通所介護の場合の料金になります。（当方では７～８時間対応となっています）

※２７年８月介護保険料１部改正に伴い個人所得・予貯金額一定以上ある方については加茂市より給付負担割合二割お知らせが届きます、その場合二割負担となります。

通所事業所の利用料金は、月平均利用延べ人数と規模によって異なります。

※表示料金は利用者が負担する料金です。１単位＝１０円で算出した料金です。

⑵ 当センターにおける加算料金（令和７年７月現在）区分

① 延長加算　　９時間以上１０時間未満　　５０円（現在延長加算無し）

② 入浴加算　　４０円／日（４０単位）

③ サービス提供体制加算　２２円／日

④ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）９．２％

一か月あたりのサービス利用料金に加算を含む合計額に９．２％（令和６年６月改訂より）加算が加わります。この算定は、介護職員の処遇改善に取り組む事業所が算定できるものです。（小数点四捨五入）。

⑤送迎減算

ご家族の方が送迎を行った場合、片道４７円（往復９４円）を減算いたします。

⑥　中重度ケア体制加算４５円（45 単位）要介護 3・4・5 である者の占める割合が 100 分の３０以上である事・看護体制が整っている事による算定です。

⑦　認知症加算６０円（６０単位・28 年 2 月度より）

主治医意見書の同意に基づく日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、又はMに該当する者として、加茂市より通知を受けた方を算定。

※認知症介護指導研修・認知症介護実践リーダー研修・認知症介護実践者研修の修了者の配置日のみ算定。

⑧　看護師による機能訓練加算Ⅰのイ・・５６円（５６単位・令和７年７月度より）

特に希望があり訓練により維持・改善を目指す方、またドクターから指示があった方等看護師が付き添い行います。機能訓練加算を算定いたします。

⑨　その他の費用

・食費　1 食　６５０円（R8・1 月より改定）　実費※経管栄養の方は不要です。

・利用者の希望による日常生活費（身の回り品及び教養娯楽費）実費

・特別な事情があり 8 時～9 時間利用を希望される方応相談。

・おむつ代は原則実費を頂きます。（忘れた場合等は貸出しとし、後ほど回収）

⑶第一号通所事業（介護予防からの名称変更・基本料金　は令和６年４月改定より）

第一号の方の利用料金負担額

要支援１　　１，７９８円（月額）

要支援２　　３，６２１円（月額）

サービス提供体制強化加算Ⅰ

要支援１　　８８円

要支援２　　１７６円

① 介護職員処遇改善加算Ⅰ

算定単位数の９．２％（R６年６月改訂より）加算が加わります。（小数点四捨五入）。

②　その他の費用は通所介護と同様となります

⑷基準該当生活介護（障害福祉サービス）

基準該当生活介護の方の利用料負担額

基準該当生活介護１　　６９３円（日額）

食事提供加算　　３０円

① 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ　　算定単位数の８．２％加算されます。

② その他の費用は通所介護と同様となります。

⑸当日のサービス中止

利用者のご都合（体調不良・受診等）でサービスを中止する場合、速やかに当事業所生活相談員までご連絡下さい。不在の場合は対応した職員にその旨お伝え下さい。

当日のキャンセルは、朝 8 時までにご連絡ない場合、食事代５００円が発生いたします。お早めに連絡ください。

７．請求について

利用者負担金について加茂市より請求書が送付されます。

お支払いについては、口座振替をお願しています。利用月の翌月２０日に、ご指定の金融機関（郵貯銀行可）から引き落としとなります。

原則口座振替のみとさせていただきます。口座振替が難しい環境にある方は要相談とさせていただきます。

８．サービスの利用方法

⑴ サービスのご利用申し込み

加茂市の窓口又は加茂市長寿あんしん課に連絡ください。加茂市長寿あんしん課または居宅介護支援事業者から連絡が届きます。

サービスの利用開始に当事業所の相談員がお伺いいたします、直接ご利用者の方と御家族の方を交え面接し、通所介計画作成と契約を結び、サービスの提供を開始いたします。

⑵ サービスの終了

利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスを中止せざるを得ない場合、速やかにデイサービス第三平成園生活相談員石原・島倉までご連絡ください。

⑶ サービス利用にあたっての留意事項

① 金銭・貴重品の管理

原則として貴重品・金銭の持ち込みはご遠慮願います。万が一持ち込みがあった場合で、申し出があれば事務所の金庫で保管することもできます。

② 所持品の持ち込み

最低限度必要なものに限らせて頂きます。

※別紙・・デイサービスセンター御利用案内・・を参照

③禁煙

第三平成園全館禁煙となっています。

④体調不良時の対応

原則としては、在宅での医療管理をしている主治医への受診をして頂きます。

その際の送迎は自宅までとさせていただきます。病院までの送迎や受診の付き添いはできません。容態により直接ご家族にお迎えに来て頂く事もございます。

※急変緊急時は別項目・・１３緊急時の対応方法・・を参照

⑤ 宗教活動、政治活動

当事業所内での他利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮願います。

９．非常災害時の対策

防災設備・・火災報知器設備・非常放送設備・屋内消化栓・消防署通報システム等

非常災害の対応・・従業者は利用者の避難等適切な処置を講ずる

平常時の訓練　・・災害に備えて避難訓練を年 2 回実施し、職員の防災意識を常に高め万一に備えています。防災点検を毎月実施しています。

１０．虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な処理を講じます

⑴研修等を通じて従業者の向上や知識の向上に努めます。

⑵成年後見制度利用を支援します。

⑶サービス提供中に、当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報します。

⑷従業者が支援にあたっての悩みや労苦を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

１１．拘束防止について

当事業所は、サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合、カンファレンスにて確認の後、利用者及び家族（後見人含む）に説明し、同意を得た上で、その実施状況や時間等について、経過観記録を作成保管いたします。

１２．保持及び個人情報の保護

⑴事業者及びその従業者は、在職中及び退職後においても、正当な理由なくその業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。

⑵当事業者は、利用者とその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を尊守し、適切な取扱いに努めるものとします。

⑶事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画（又は地域包括新センター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者）との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲で使用します。

１３．緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の急変があった場合その他必要な場合は、事前打ち合わせに従い、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、主治医に対する連絡が困難な場合には、緊急搬送等の処置を講じます、処置した時は、速やかに主治医・家族・加茂市在宅介護・看護支援センター・居宅介護支援専門員等へ連絡いたします。

１４．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専員（又長寿あんしん課）へ連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

１５．相談、苦情等の窓口

⑴相談　　電話番号　０２５６－４７－１６４４

窓口担当　生活相談員　石原　弘之・岩野　美樹枝

受付時間　月～日曜日　　８時３０～１７時００時迄

⑵苦情　　デイサービスセンター第三平成園が提供するサービスに関して、苦情申し立てる場合は、いつでもお申し出ください。苦情、意見は積極的に取り上げて事業所の改善に努めます。

連絡先　　デイサービス　苦情窓口担当　生活相談員係長　石原　弘之・岩野　美樹枝

苦情受付責任者施設長（管理者）０２５６－４７－１６４４

特別養護老人ホーム第三平成　　０２５６－５７－１６６１

加茂市　長寿・あんしん課　　０２５６－４１－４０３２

新潟県国民健康保険団体連合　　０２５－２８５－３０２２

新潟県福祉サービス適正化委員会　　０２５－２８１－５６０９

FAX　０２５－２８１－５６１０

⑶第三者委員会について

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置いたしました。第三者委員は、苦情の直接受け付けや、必要に応じて苦情申し出人への助言、話し合い等を行います。

青木　敏男　　加茂市八幡１丁目１０番６号

電話番号　０２５６－５２－３９２５

社会福祉法人加茂市社会福祉協議会　事務局長

川瀬　千賀子　加茂市栄町１１番１８号

電話番号 ０２５６－５２－１１５５

社会福祉法人加茂市社会福協議会　　副会長

⑷第三者委員会について

第三者による評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		評価の開示	あり　　なし
	なし		

令和　　年　　月　　日

通所介護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき、重要事項を説明しました。

実施事業所

所在地　加茂市神明町１丁目７番１号

デイサービスセンター第三平成園

施設長（管理者）　　樋口　敏晴

説明者　　生活相談員＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護・介護予防通所介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

また、契約書第１１条２項及び重要事項説明書第１２条第３項に定める個人情報の使用について同意します。

利用者

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

家族代表

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（本人との続柄　　）

私は、契約書第１１条第２項及び重要事項説明書第１２項目（３）項に定める個人情報の使用（カンファレンス時に個人情報を使用）について同意します。

家族代表

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（本人との続柄　　）